

## 感染の疑いおよび濃厚接触・接触が判明したときの対応（文科省通知等より）

令和3年7月15日

甲府市立相川小学校

### 登校時に体温や健康状態を確認できないとき

教室に入る前に保健室で検温および健康観察を行う

### 発熱等のかぜ症状が見られる場合（出席停止扱い）

症状がなくなるまで自宅で休養させていただく

### 登校後にかぜ症状が出現したとき

ご家庭に連絡をし、自宅で休養させていただく

\*帰宅するまでの間、他の者との接触を可能な限り避けられるよう配慮する

### 発熱 呼吸器症状 強い倦怠感 等 がある場合

~~帰国者・接触者相談センター（甲府保健所237-8952）へ相談するよう保護者に伝える  
かかりつけ医へ電話で相談する~~

かかりつけ医がいない場合や夜間・休日などで相談先に迷う場合、感染症の予防や対策・新型コロナウイルス感染症に関する健康相談は、

甲府市受診・相談センター（甲府市にお住まいの方）電話055-237-8952

### 児童や教職員が濃厚接触者あるいは、接触者に認定された場合

~~感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とする（教職員も同様の扱い）~~

保健所から濃厚接触者・接触者と認定された日から指示される期間を出席停止とする

（目安期間2週間）

### 児童や教職員の陽性が判明した場合

- （1）学校医の助言を受け、甲府市教育委員会に報告する
- （2）保健所によるヒアリングを受ける（行動履歴等）
- （3）保護者の方にマモルメール安心メールで連絡し、全校児童を保護者の方に引き渡す
- （4）保健所より、濃厚接触者・接触者の認定について連絡を受ける
- （5）濃厚接触者・接触者に認定された児童の保護者にPCR検査の予定について連絡をする
- （6）臨時休業について、保健所の見解や学校医の助言を受け、教育委員会と相談の上、実施の有無、規模および期間について判断する
- （7）当該陽性者に対して出席停止の措置をとる（教職員も同様の扱い）

【出席停止期間】専門医が登校を許可するまで

【出席停止期間の留意事項】

\*学習に著しい遅れが生じることのないよう配慮する

\*児童の状況を的確に把握し、健康相談を実施したり、スクールカウンセラーを活用するなどして、心の健康問題に適切にとりくむ

\*新型コロナウイルス感染症に関する指導を行い、偏見や差別が生じないようにする